

## 《介助が必要な方の付き添いで利用される方へ》

障がい者スポーツセンター

介助者として来場した際は、介助が必要な方がスポーツセンターを利用している間、終始常に付き添い、介助が必要な方の安全を第一に介助してください。介助が必要な方に万が一事故等があった際には、介助者に責任を負っていただくことになります。

介助が必要な方1名に対し、介助者として無料で入館できるのは1名までです。また、介助者として入館される場合、介助が必要な方のサポートに徹していただきますので、障がい者に手本を見せる場合や介助をする際を除き、スポーツセンターの施設や機器等はご利用いただけません。

介助者として、不適切な行動があった場合や、スポーツセンタースタッフの注意に従わない場合は、安全面に不備があるとして、以後介助者としてのご利用を停止させていただきますのでご了承ください。

また、スポーツセンターより介助者としての付き添いが不必要と判断した場合は、介助者としての入館をお断りすることもございます。あらかじめご了承ください。

### 介助者利用登録申請書

障がい者スポーツセンター 様

私は、上記の内容を理解し、  さん

(登録番号 )

安全な利用と介助のため、上記の規則に従い介助者としてスポーツセンターを利用します。

介助が必要な理由と介助内容（具体的にご記入下さい）

令和    年    月    日

介助者氏名

(登録番号 )